

区画整理だより

発行：柏市 都市部 北柏駅周辺整備課

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろより、土地区画整理事業につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度より、新たな業務に取り組んでいくため、組織名称が「北柏駅周辺整備課」に変更となりました。

土地区画整理事業については、引続き今年度も、雨水管や污水管、宅地造成、道路築造工事等を進めてまいります。

今後とも、職員一丸となって事業に取り組んでまいりますので、皆様の更なるご理解とご協力をお願いいたします。

目 次	ページ
1 組織名称が変更になりました	2
2 柏市立地適正化計画が策定されました	2
3 駅前のまちづくりの検討を進めています	3
4 土地区画整理審議会を開催しました	3
5 市の管理地について、草刈りを行っています	4
6 地区内で、土地の取引や建築等を行う際にはご注意ください	 4

1 組織名称が変更になりました

(新名称)北柏駅周辺整備課



(旧名称)北柏駅北口土地区画整理事務所

組織の名称が「北柏駅北口土地区画整理事務所」から「北柏駅周辺整備課」に変更となりました。

これまでの、土地区画整理事業に加えて、駅前の土地の一体活用、にぎわい施設の誘致、北柏駅から駅前広場へのアクセスの検討等、北柏駅周辺の「まちづくり」についても本格的に取り組んでまいります。

2 柏市立地適正化計画が策定されました

●立地適正化計画とは・・

立地適正化計画とは、人口減少や高齢化が進む社会情勢の中でも、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、バス、鉄道等の公共交通の充実等に関する包括的な基本計画です。

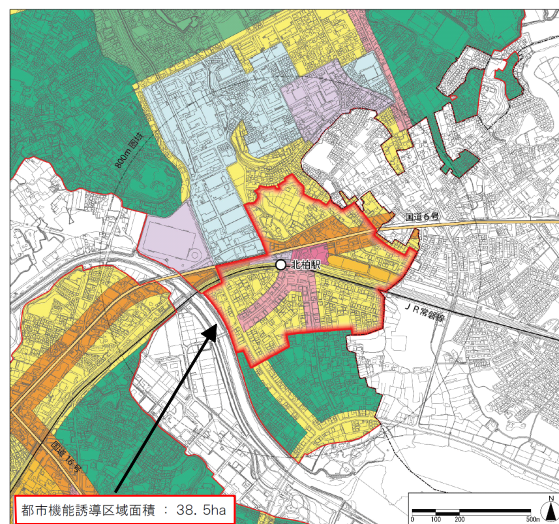
●北柏駅周辺エリアは・・

▽「生活拠点」に位置づけ

「生活拠点」では「地域住民が日常生活を送る上で中心的な場としての役割を担い、日常で必要となる都市機能を維持・誘導していく」としています。

▽立地を誘導する都市機能は「商業」「金融」「子育て」

北柏駅周辺は、都市機能誘導区域に設定され、北柏駅北口土地区画整理事業によるまちづくりと併せて、駅周辺を中心として生活利便施設集積の誘導や維持を図る区域としています。誘導する施設には「スーパーマーケット系商業施設」「銀行」「保育園」を挙げています。



北柏駅周辺の都市機能誘導区域

※さらに詳細がお知りになりたい方は・・

〈柏市ホームページ〉 <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/140300/p044606.html>

〈電話によるお問い合わせ〉 柏市都市部都市計画課 TEL:04-7167-1144

3 駅前のまちづくりの検討を進めています

北柏駅周辺が生活拠点として十分な機能を担えるよう、具体的な施設誘導に向けて、北口駅前の土地の最も有効な活用方法について検討を開始しています。

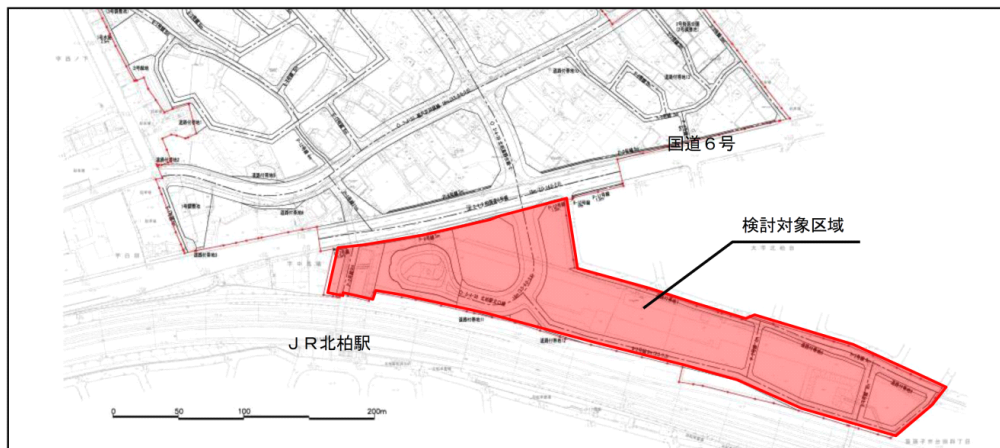
昨年度は、関係権利者の皆さん、コンサルティング業務を請け負う野村證券株式会社、柏市等で勉強会を行うとともに、実現可能性調査等を進めました。

施設立地に関して民間事業者にはアヒアリングを実施したところ、数社が関心を示しており、具体的な検討も可能であるとの回答を得ました。

今年度は、さらに、民間事業者からの提案や課題についての検証、事業手法の策定等についても検討を進めていきます。

勉強会の経過

回 数	日 時	主な内容
第 1 回	29 年 11 月 8 日	勉強会の目的，立地分析や外部環境調査の結果報告等
第 2 回	29 年 12 月 22 日	一体開発のメリット，土地活用の方法等
第 3 回	30 年 3 月 26 日	民間事業者や金融機関へのヒアリング結果等



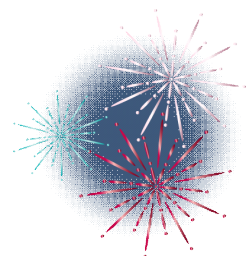
4 土地区画整理審議会を開催しました。

平成30年6月28日に、第35回柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理審議会を開催しました。

審議会では、仮換地の指定について諮問し、原案のとおり承認されました。

【議案】

○仮換地の指定について⇒原案のとおり承認



5 市の管理地について、草刈りを行っています

市が所有する土地や、仮換地指定により市が管理することとなった土地については、道路通行の安全確保や地区内の環境維持等のため、夏季を中心に年2回から3回程度、草刈りや樹木の伐採を行っています。

なお、事業の進捗に伴い市の管理地が増加しており、時期や順番は調整の上で作業を進めてまいりますので、ご了承ください。



※仮換地指定前の民有地については、原則として権利者に管理していただくこととなります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

6 地区内で、土地の取引や建築等を行う際にはご注意ください

【権利の変動】

- ・ 所有権や借地権等の権利について、**異動や変動、消滅**があった場合は「権利の異動届」、「住所等の変更届」の提出をお願いします。
- ・ **土地の分筆、合筆**を行う際は、事前に必ずご連絡ください。

【建築行為等の制限】

土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の際は**許可申請**が必要です。

以下の工事を計画されている場合は、着工前に必ずご相談ください。

- ・ 建築物の新築、改築もしくは増築を行う場合
- ・ その他工作物を設置する場合
- ・ 盛り土、掘削など土地の形質の変更を行う場合その他にも、事業に関するご相談やご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。



お問い合わせ

〒277-0831 柏市根戸 1854-8

柏市役所 北柏駅周辺整備課

電話 04-7160-3851 FAX 04-7160-3850

E:mail:kitakashiwaseibi@city.kashiwa.chiba.jp